

商法典の編纂と白地手形規定

——明治二三年商法による白地手形規定の削除——

渋谷 光 義

- 一 はじめに
- 二 ロエスレル商法草案における白地手形規定
 - (一) ロエスレル商法草案第七八二条
 - (二) ロエスレルによる解説とその分析
 - (三) 小 括
- 三 旧商法の制定と白地手形規定の削除
 - (一) 旧商法の制定過程の概観
 - (二) 白地手形規定の審議とその削除
 - (三) 小 括
- 四 白地手形規定が削除された経緯
 - (一) 白地手形規定の削除時期
 - (二) 白地手形規定の削除理由
 - (三) 小 括
- 五 むすび

一 はじめに

本稿は、白地手形に関する研究の一環として、「ロエスレル商法草案における白地手形に関する規定」を分析するとともに、併せて「明治三三年商法（以下、「旧商法」という。）によって白地手形に関する規定が削除された経緯」を探ることを目的とする。

周知のように、明治一四（一八八一）年四月、太政官法制部主管参議・山田顕義は、外務省顧問ドイツ人ヘルマン・ロエスレル（Carl Friedrich Hermann Roesler, 1834-1894（日本滞在期間 1878-1893）⁽¹⁾）に対して商法典の起草を命じ、明治一七（一八八四）年一月、ロエスレルは商法草案全編を脱稿した⁽²⁾。ロエスレル商法草案の構成は、総則、第一編「商ヒ一般ノ事」、第二編「海商」、第三編「倒産」、第四編「商事ニ係ル争論」の編別で、全一三三三条から成り立っていた。これらのうち、第一編「商ヒ一般ノ事」第一二巻「爲替手形及支払切手」の第七六一条から第八八七条までの全一二七条が手形・小切手に関する規定であり、その第七八二条には、白地手形に関する明文の規定が置かれていた。

ところが、その後、ロエスレル商法草案を修正する形で成立した旧商法（明治三三年）では、白地手形に関する規定は削除されており、これを引き継ぐ形で、新商法（明治三二年）においても、白地手形に関する規定が設けられることはなかった。かくして、白地手形の効力は、新商法（明治三三年）第四編「手形」の時代に、商慣習法に基づいて承認されるに至ったことは周知の如くである⁽³⁾。そのため、我が国の学界では、（一）「ロエスレル商法草案の白地手形規定」、（二）「法律取調委員会による白地手形規定の審議」、（三）「旧商法による白地手形規定の削除の経緯」については、従来ほとんど注目されて来なかったといつてよいであろう。元来、白地手形は商取引の実際の必要に基づいて生み出されたものであるだけに、これらの点を検討しておくことは、法史的な

興味に加えて、我が国における白地手形の法的承認の過程を検証するうえで、その前提とされるべき基礎的作業であると考えられる。

以上のような問題意識から、本稿では、まず初めに、比較法的な観点から、「ロエスレル商法草案における白地手形に関する規定」を分析し、その特徴を明らかにする(二)。続いて、立法資料を手掛かりとして、「法律取調委員会による白地手形規定の審議」を検証するとともに、「旧商法による白地手形規定の削除の過程」を明らかにする(三)。最後に、当時の手形取引の状況を踏まえて、「白地手形に関する規定が旧商法から削除された経緯」を探ることにしたい(四)。

(1) 本稿では、彼の名を商法草案翻訳書において起稿者名として用いられている「ロエスレル」と表記する(参照・後掲(2))。なお、ロエスレルその人については、J・ジームス＝本間英世訳・日本国家の近代化とロエスラー(未來社、昭和四五年)一五頁以下。

(2) ロエスレル氏起稿 商法草案 上下巻(司法省(新青出版、平成七年復刻))。Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan mit Commentar, 3 Bde, Tokio 1884 (Neudruck 1996)。

(3) 大判大正一〇年一〇月一日民録二七輯一六八六頁、大判大正一五年一〇月一八日法律評論一六卷商法一五五頁、大判大正一五年一二月一六日民集五卷一二号八四一頁、田中耕太郎・手形法概論(有斐閣、昭和五年)二八〇頁、同・手形法小切手法概論(有斐閣、昭和一〇年)三〇六頁、升本喜兵衛・手形小切手法論(巖松堂、昭和一八年)一三二頁、納富義光・手形法小切手法論(有斐閣、昭和一六年)二五四頁、伊澤孝平・手形法・小切手法(有斐閣、昭和二四年)三五五頁、鈴木竹雄(前田庸補訂)・手形法・小切手法(新版)(有斐閣、平成四年)二一二頁、石井照久(鴻常夫増補)・手形法小切手法(勁草書房、昭和四七年)一八四頁。

二 ロエスレル商法草案における白地手形規定

(一) ロエスレル商法草案第七八二条

前述したように、明治一四（一八八二）年四月に、外務省顧問ヘルマン・ロエスレルは、商法草案の起草に着手し、明治一七（一八八四）年一月に商法草案全編を脱稿した。ロエスレルは、フランス・スペイン・オランダ・ドイツ・イタリアなどの各国の商法典のほか、英米法の判例・学説を参照し、彼自身の独創をも加えて独自の商法草案を完成させており、その意味で、ロエスレル商法草案は比較法による産物であるといつてよい。⁽⁵⁾ この点は手形・小切手に関する部分についても同様であり、ロエスレルは、フランス法・ドイツ法・英米法のほか、アントワープで開催された万国商法会議をも参照し、自己の理論をもつて、手形・小切手に関する条文起草した。⁽⁶⁾ ただし、本稿の考察の対象である「白地手形」との関係でいうと、ロエスレル商法草案における白地手形規定については、特にドイツ法の影響が色濃く現れているように思われる。

ロエスレル商法草案では、その第七八二条において、次のような規定が置かれていた。

ロエスレル商法草案第七百八十二條

「他拂爲替ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ」⁽⁷⁾

この条文に関するロエスレルの解説を検討する前に、条文上の言葉の意味を確認しておこう。まず、「他拂爲替」であるが、これは「為替手形」のことであり、他方、「填記」とは「補充」を意味していることはいうまでもなからう。一見すると、この条文は何を定めているのか必ずしも明らかではないが、これを厳密に分析するな

らば、右の条文は当時ドイツで認められていた白地手形の判例法に対応することを定めた規定であることが分かる。⁽⁸⁾この点を明らかにするためにも、以下では、白地手形に関するドイツの判例法を適宜参照しながら、ロエスレルの解説⁽⁹⁾を分析することしよう。

(二) ロエスレルによる解説とその分析

(1) ロエスレルは、第七八二条に関する解説の冒頭で、白地手形の概念を定義するとともに、白地手形の有効性について説明している。⁽¹⁰⁾すなわち、

「白地での手形の振出のもので、手形への空白箇所にかかる補充が後の所持人に委ねられることにより、意思表示の内容すなわち署名によって引き受けられる債務負担自体の内容を記入することなく、内容のない署名を与えることが理解される。『白地の振出は、完全な振出と全く同様に、義務を負担させる』ということは今や手形法の承認された原則であって、そこから『手形がその完全な形式を獲得する時期ばかりでなく、内容を実際に記入する人物も重要ではない』ということが推論されなければならない。内容を記入する人物が重要ではないことは、さらに署名自体にも拡大されうる。すなわち、振出人又は引受人などの署名が彼自身によって書かれるのではなく、その同意を得て別の人物によって書かれる場合には、その署名はあたかもそれを振出人自身が書いたかのように義務を負担させている。商法雜誌一三卷二六〇頁。同じやり方で且つ全く同じ効力をもって、引受、裏書及びその他のすべての手形上の表示も白地で与えられうる。」

当時のドイツの文献を調べても、白地手形の概念を定義しているものはほとんど見当たらないが、⁽¹¹⁾ロエスレルは、第七八二条の解説の冒頭で、白地手形の概念を定義している。これは、当時の日本人にとって白地手形が馴

染みのないのものであったために、「白地手形とは如何なるものなのか」を日本人に示すために、解説の冒頭で白地手形の概念を定義したものと考えられる。

白地手形の定義の後で述べられていることは、当時のドイツの判例によって白地手形の効力が承認されていたことに対応するものであるといつてよい。白地手形の効力が認められることから推論される二つの事柄、①「手形がその完全な形式を獲得する時期が重要ではないこと」、および、②「内容を記入する人物も重要ではないこと」は、ドイツの判例によって承認されているところである。⁽¹²⁾

なお、上記②「内容を記入する人物も重要ではないこと」に関連して、ロエスレルは、いわゆる「自署の代行」の有効性を認めている。すなわち、「手形行為の無権代理」に関するロエスレル商法草案第七六五条の註釈⁽¹³⁾の中で、彼は「受任者が手形上に彼自身の署名をするのではなく、委任者の署名をする場合には、実際の委任が存在するかぎり、それによって委任者は責任を負う。もしそうでないときは、署名は偽造されたものと評価されるべきであろう。」と述べて、「自署の代行」を有効なものと考えており、白地手形の箇所でも、もう一度これを確認しているわけである。その際、引用されている文献（商法雑誌一三卷二六〇頁）⁽¹⁴⁾は、オーストリア最上級・上告裁判所一八六七年三月二〇日判決であり、この判決では、「自署の代行」の有効性を正面から肯定している。⁽¹⁵⁾

白地振出のほかに、白地引受、白地裏書、白地保証が認められるということも、ドイツの実務では、すでに承認されているところである。⁽¹⁶⁾

(2) 続いて、ロエスレルは、白地手形の成立要件について、次のように説明する。⁽¹⁷⁾ すなわち、

「どの程度が手形上で白地のままにされるのか、そして、どの程度が振出人など自身によって記入されるのかは全く重要ではない。振出人が完全に白地の手形用紙に署名する場合には、金額、満期、支払地、支払人の名称も所持人によ

って自分の好きなように記入される。たとえ誰かある人が白紙上に彼の署名だけを書いたとしても、白紙の所持人は、例えば金額または受取人の名称などだけが白地のままにされていたであろう場合と同様の補充権能を有するであろう。もちろん、署名者がそれと同時に手形を作り出すことを欲した場合においてだけであるが。この最後の要件が欠けている場合には、署名者に対して手形上の権利を行使することはできない。なぜなら、そのような手形は署名者との関係では偽造された手形であつて、第七七〇条が——それによれば、すでに生じた諸々の義務負担は偽造によって関わりを持たれないのであり、従つて、それらが全く存在しなかった場合には、生み出されえない。——用いられるであろうからである。『誰も自分の意思に反して契約によつて義務を負われない』という一般原則は、また手形法でも維持されなければならない。』

右の解説から判断すれば、ロエスレルは、白地手形の成立に関して、いわゆる「主観説」を採用していることが明らかであろう。つまり、ロエスレルは、白地手形の有効性の根拠を「白地手形の署名者の意思」に求めており、それ故に、白地手形の振出人が補充後の完成手形について債務負担の意思を有しているかぎり、金額・満期・支払地・支払人の名称が記載されていなかった場合にも、白地手形として認められることになる。このような「主観説」の理論的な帰結として、「誰も自分の意思に反して契約によつて義務を負われない」という一般原則が白地手形についても妥当し、白地手形の署名者に債務負担の意思がなければ、補充後の完成手形について手形債務負担と呼べるものを考えることはできないわけである。

なお、ここで引き合いに出されている条文は、ロエスレル商法草案第七七〇条「偽造又ハ變造ノ爲替ハ爲替タルノ効力アリ然レモ既ニ生シタル義務ハ偽造又ハ變造ノ爲メニ變スルヲ無シ其偽造又ハ變造ニ對スル異議ハ何人ヲ論セス其情ヲ知テ行用セントスル者ニ對シ之ヲ申立ツルヲ得可シ」という条文であるが、要するに、これは、

偽造・変造手形の形式的有効性とともに、偽造・変造の抗弁について定めた規定であろう。

(3) 以上のような白地手形の本質に関する理解を踏まえて、ロエスレルは、契約違反の補充の抗弁（＝不当補充の抗弁）について、次のように説明する。⁽¹⁸⁾ すなわち、

「白地手形を与えることは一種の信頼行為であつて、たとえ受領者に無限定かつ無制限の信用が与えられることになつていても、その信頼行為の基礎には通常当事者間に何らかの諸々の取り決めが存在するであらう。この信頼は濫用されてはならない。それ故に、取り決めと矛盾するであらうところのあらゆる後の補充に対して、振出人は、次の抗弁を主張することができる。すなわち、『間違つていると分つていながら且つ不誠実な意図で補充が行なわれたが故に、補充された内容は自分に義務を負わせない』という抗弁である。第三者すなわち後の所持人に対して、彼らを取り決めに関与しないかぎり、当然のことながら、この抗弁は許されない。しかし、彼らが手形の受領の際にそのことを知つていた場合は別である。なぜなら、その場合にも、彼らは間違つていると分つていながら行動しており、もはや善意で行動してはいないであらうからである。これに関連して、彼ら自身が白地を補充したのか、それとも手形が彼らの手に渡つた時に白地がすでに補充されていたのかは重要ではない。いずれにせよ、手形上のすべての所持人に『その全内容は、何時そして誰によって成立したのかはどうでもよく、法律に適つた方法で成立した』という推定が味方するのであり、それに対して、悪意の抗弁 (Einwand des böser Glaubens) を主張する者がこの場合には特別な諸事情を明らかにし且つ証明しなければならない。」

契約違反の補充の抗弁に関するロエスレルの説明は、当時のドイツの判例法の立場をそのまま祖述するものであるといつてよいであらう。すなわち、まず、「契約違反の補充の抗弁ないし悪意の抗弁 (exceptio tñi)」が根拠づけられるのは、自分で補充を違法にもたらす受領者、契約違反に関与した受領者、すでに補充された完成手形

の取得の際に信賴の濫用を知っていた受領者に対してである」ということ、換言すれば、「未補充白地手形の取得者であつて自ら善意で白地を補充した者および不当補充後の完成手形の善意の取得者に対しては、これらの抗弁は根拠づけられない」ということは、すでにドイツの判例によつて確認されているところである。⁽¹⁹⁾さらに、これに関連して、「完成手形の所持人は、取引の要求に応じて訴訟上有利な立場にあり、『当該手形は法律に適つた方法で成立した』という推定を受けるため、むしろ、請求された手形債務者は、ドイツ手形条例第八二条の⁽²⁰⁾範囲で民法上の *causa* に立ち戻ることができ、手形請求権に対する抗弁（悪意の抗弁（*exceptio doli*））を証明しなければならぬ」ということも、すでにドイツの判例によつて承認されているところである。⁽²¹⁾

(4) 続いて、ロエスレルは、補充権の内容について説明を進める。⁽²²⁾すなわち、

「補充権は、振出人、かつての所持人または当該所持人自身によつてすでに補充されているところを変更する権利を与えない。同様に、すでに手形の中に記載されていることに、後になつて任意に付け加えることもなされてはならない。」

右のことは——「補充権」という言葉からも明らかのように——至極当然であつて、もはや多言を要しないであらう。それにもかかわらず、すでに補充された内容を変更すること、あるいは、すでに手形の中に記載された内容に対して後に任意に付け加えることは、いずれも補充権の範囲を逸脱しており、後に見るように、かかる逸脱は「変造」に該当することにならう。

(5) 白地手形の補充に関連して、ロエスレルは、振出人と支払人との法律関係について、次のように説明している。⁽²³⁾すなわち、

「同様に、白地手形の補充によって為替契約上の人々を恣意的に変更することはできない。従って、白地引受すなわち既に引き受けられているが未だ振出人の署名を備えていない手形用紙に振出人として署名する者は、彼の署名はその他のすべての関係では彼に対して義務を負わせる効果を持つにもかかわらず、それによって引受人に対して手形上の権利を取得しない。反対に、誰かある人が自分に宛てられていない手形用紙に——その手形用紙上には支払人の名称は記載されずにいた。——支払人として署名したならば、彼はそれによって振出人に対して引受人の権利を取得することができないであろう。商法雑誌第一五卷九七頁以下。もっとも、第三者、とりわけ後の所持人の諸権利は、そのような瑕疵 (Mängel) によって害されることができない。なぜなら、彼らは当事者間でいわば陰でなされた取り決めについて知ることができず、彼らは手形の形式的性質によって手形が単に存在すること及び手形が明らかに形式に適っていることを抱り所とすることができるところである。為された取り決めに故意に反して行動する人々の間においてのみ事情が異なる。彼らはそれによって諸々の権利を取得することができない。さもなければ、手形取引は最もひどい濫用及び詐欺にさらされるであろう。振出人と支払人との間には委任及び資金の契約上の関係が存在し、この法律関係は彼らの間では別の人物を任意に記入することによって変更されることができない。」

この部分に関するロエスレルの説明は、ドイツの判例法と比べて、かなり特徴的なものであるといつてよいであろう。⁽²⁴⁾

すでに別稿で確認しているように、ドイツの判例は、白地手形の補充権の法的性質を「財産権」として特徴づけて以来⁽²⁵⁾、振出人と支払人との法律関係で彼らの人格を必ずしも重視していない。白地手形の中でも、とりわけ純粹白地引受の事案について、ライヒ上級商事裁判所 (ROHG) は「引受人の意思に従って、受領者は彼の名称によってのみ白地手形を補充することが許されている」という推定は、むしろ取引上の見解および慣行と矛盾

する」という判決を下しており、その後も、これを引き継ぐ形で、ライヒ裁判所 (RG) が「引受人に対する手形債権は、白地手形の補充が受領者によって行なわれていない場合…(中略)…にも、手形証券の占有および内容によって手形債権者としての資格が認められた者に対して発生する」という判決を下している。⁽²⁶⁾

これに対して、ロエスレルは、白地手形において振出人と支払人の人格を重視しており、彼の理解は「振出人と支払人との間には委任及び資金の契約上の関係が存在し、この法律関係は彼らの間では別の人物を任意に記入することによって変更されることができない」という最後の文章に集約されるといってよい。すなわち、「白地手形においても、振出人と支払人との法律関係(＝委任及び資金の契約上の関係)では、それぞれの人格が重視されるから、彼らの間では別の人物が振出人ないし支払人として記入されてはならない。しかし、そうはいっても、他方で、手形取引の安全も考慮されなければならない。そこで、白地手形の補充により、彼らとは別の人物が振出人ないし支払人として記入された場合には、手形取引の安全の見地から、善意の第三者に対しては手形に記載された文言どおりの権利の取得を認めなければならない。これに対して、彼らとは別の人物が故意に振出人ないし引受人として署名した場合には、手形取引の安全はもはや問題とならず、為された取り決めに故意に反して行動する者として、この人物は手形上の権利を取得することができない」というのである。

なお、この箇所でも引用されている文献(商法雑誌第一五巻九七頁以下)は、ガードによって執筆された論文(署名に関して自己のためのものと指定されない、すでに引き受けられた手形用紙に振出人として署名する者は、それによって引受人に対して手形上の権利を取得しない)⁽²⁸⁾である。ドイツでは、あまり引用されることのない文献であるが、ロエスレルは別の箇所でもこの論文を引用している。⁽²⁹⁾

(6) 続けて、ロエスレルは、補充権の内容について、さらに説明を進める。⁽³⁰⁾すなわち、

「補充権は、手形の絶対的に必要な内容だけに關係があり、相對的に必要な内容には關係がない。なぜなら、所持人は手形の存在によって作り出された諸々の義務負担に恣意的に変更又は補足を付け加えることは許されていないからである。従って、所持人は他地払人 (Domiciliaten) を付け加えたり、又は通常の為替手形から委託手形 (Commissions-tratte) を作り出すなどができない。手形の存在だけが——そして同様に裏書、引受などの存在が——補充によって確保することが許されているが、それを越えて、すでに存在している契約は一方的に変更されてはならない。従って、すでに完全な手形の内容に対するあらゆる付加は変造として評價されるべきである。トエール・手形法第三四節末段。」

補充権の内容は、原則として手形の絶対的記載事項だけに及ぶが、手形の相對的記載事項には及ばないことも、ドイツの判例によって繰り返して確認されている。⁽³¹⁾ また、すでに完成した手形の内容は一方的に変更されてはならず、完全な手形の内容に法的に意味のある何らかの事項を付け加えた場合には、それが「変造」として扱われることも、ドイツの判例によって繰り返して認められているところである。⁽³²⁾ なお、ここで引用されている「トエール・手形法」とは、その条節番号から判断すれば、一八七八年に出版された第四版⁽³³⁾であろう。

(7) 最後に、ロエスレルは、不当補充者に対する手形の返還請求権と白地手形の公示催告について説明し、第七八二条に関する解説を終える。⁽³⁴⁾ すなわち、

「誰かある人が信賴の濫用によって、つまり白地手形の正しくない補充によって振出人又は引受人に損害を被らせる場合には、彼は第七七二条に従って振出人又は引受人によって手形の返還を求められうる（ただし、善意の第三占有者は除く）。同様に、紛失などされた白地手形は無効宣言のために公示催告されうる。」

ここで引き合いに出されている条文は、ロエスレル商法草案第七七二条「正當ノ方法ニ依リ又太過ニ出テスシテ爲替及ヒ支拂切手ヲ得タル現所有者ニ其ノ返却又ハ其支拂金ノ返却ヲ要求シ得ルハ現所有者ニ於テ爲替返却ノ要求ヲ爲ス片之ニ對シ故障ヲ述ヘ得ヘキ事實アル片ニ限ル」という規定である。判然としないが、この条文は「善意取得」に関する規定であらう。⁽³⁵⁾ ロエスレルによれば、白地手形に契約違反の補充がなされた場合にも、この条文が適用されるので、その結果、白地手形の契約違反の補充により振出人または引受人に損害を被らせた者は——善意の第三占有者を除いて——振出人または引受人から手形の返還を請求される、というのである。

また、盗取され又は紛失・滅失した白地手形が公示催告・無効宣言の対象になりうることも、すでにドイツの判例によって承認されているところである。⁽³⁶⁾

(三) 小 括

本章では、比較法的な観点から、白地手形に関するドイツの判例法を手掛かりとして、ロエスレル商法草案における白地手形規定を分析してきた。ロエスレル商法草案第七八二条（他拂爲替ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ）は、白地手形に関するドイツの判例法の内容に対応することを定めた規定であつて、決して何か特異なことを定めた規定ではない。また、同条に関するロエスレルの解説は、その一部にフランス法の影響が見られるが、基本的にドイツの判例法によって認められてきたことを祖述するものであるといつてよい。要するに、ロエスレルは、彼の商法草案を起草するにあつて、我が国の商慣習とは関係なく、もっぱら法理に準拠し、各国の立法・経済を参酌して模範的な法案を作成したから、⁽³⁷⁾ 白地手形に関する第七八二条に対しても、右のことが妥当するわけである。

- (4) 伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義について」石井良助先生還暦祝賀・法制史論集(創文社、昭和五十一年)二〇三頁。
- (5) 高田晴仁「旧商法典」近代企業法の形成と展開・奥島孝康教授還暦記念第二卷(成文堂、平成十一年)二二頁。
- (6) 小山賢一「ドイツ手形法・手形理論の継受(上)——ロエスレル草案まで——」商事法務一〇四一号(昭和六〇年)六〇頁。
- (7) 参考までに、独文も引用しておく。Art. 782. Wechselbriefe können in blanco ausgestellt und von dem Inhaber in gutem Glauben ausgefüllt werden.
- (8) 手形条例(WO)時代のドイツにおける白地手形の判例法については、拙稿「ドイツにおける白地手形の法的承認」愛媛法学会雑誌三五卷一・二・三・四合併号(平成二十一年)二二八頁以下。
- (9) Hermann Roesler, Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan mit Commentar, 2 Bd., Tokio 1884 (Neudruck 1996), S. 603ff. ロエスレル氏起稿・商法草案下巻(司法省(復刊、新青出版、平成七年))三〇五頁以下。なお、以下では、第七八二条に関するロエスレルの解説について、稚拙な直訳を試みた。それは、主として筆者の理解のためであるが、その他、ロエスレル氏起稿・商法草案の出版時には未だ法律用語の定訳が確立されておらず、同条に関する解説の中にも理解しづらい訳語があるためである。
- (10) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 603. ロエスレル氏起稿・商法草案下巻・前掲(9)三〇六頁。
- (11) 筆者が調べたかぎり、一九世紀後半に出版された手形法に関する代表的な概説書・注釈書の中では、Hermann Staub, Kommentar zur Allgemeinen Deutschen Wechselordnung, Berlin 1895, S. 33 が、白地手形について明確な概念定義を与えている。
- (12) ①「手形がその完全な形式を獲得する時期が重要ではない」とについては、プロイセン上級裁判所一八六四年九月二七日判決(Entscheidungen des Königlichen Ober = Tribunals, Bd. 52, 1865, S. 235 (238))、プロイセン上級裁判所一八六七年七月一三日判決(Entscheidungen des Königlichen Ober = Tribunals, Bd. 58, 1867, S. 331 (333))。他方、②「内容を記入する人物も重要ではない」とについては、プロイセン上級裁判所一八六七年七月一三日判決(Entscheidungen des Königlichen Ober = Tribunals, Bd. 58 (1867), S. 331

- (334) ライヒ上級商事裁判所一八七四年九月四日判決 (ROHG 14, 54 (55)) ライヒ裁判所一八八二年一月四日判決 (RGZ 8, 56 (59))。
- (13) ロェスレル商法草案第七六五条
「他人ノ委任ヲ受クルノナク又ハ其代人タル事實ヲ明記スルノナクシテ他人ニ代リ爲替手形ニ署名スル者ハ自ラ其責ニ任ス」
- (14) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 556f. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)二三三頁。
- (15) Urteil des obersten Oesterr. Gerichtshofs vom 20. März 1867, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht, Bd. 13, 1869, S. 260. なお、この判決は「文字を書けない人の娘が、その要請に基づいて、かつその同意のもと、引受署名を代行した」という事案に関するものである。
- (16) Justiz-Ministerial-Verordnung vom 6. October 1853, gültig für aller Kronländer, zur Erläuterung der Artikel 7 und 82 der Wechsel = Ordnung vom 25. Jänner 1850, Nr. 51 des Reichs = Gesetz = Blattes, in: Reichs-Gesetz-Blatt für das Kaiserthum Oesterreich, 1853, Nr. 200, S. 1074; Verhandlungen der Commission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetz-Buches, mehrere zur allgemeinen deutschen Wechselordnung in Anregung gekommene Fragen betreffend.-Nürnberg 1858, S. LVIII; Heinrich Thöl, Das Wechselrecht, 4. Aufl., Leipzig 1878, S. 157. 拙稿・前掲(8)一一五頁、一一六頁。
- (17) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 603. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇六頁以下。
- (18) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 603f. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇七頁以下。
- (19) ライヒ上級商事裁判所一八七二年四月九日判決 (ROHG 6, 44 (47))。
- (20) ハッペ、ドイツ手形条例第八二条を挙げておく。§.82 WO. Der Wechselschuldner kann sich nur solcher Einreden bedienen, welche aus dem Wechselrechte selbst hervorgehen oder ihm unmittelbar gegen den jedesmaligen Kläger zustehen.
- (21) ライヒ上級商事裁判所一八七七年一月一〇日判決 (ROHG 21, 324 (329))。

- (22) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 604. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇八頁。
- (23) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 604f. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇八頁以下。
- (24) 拙稿「白地手形補充権の法律構成——補充権の財産権性に関する歴史的経緯——」愛媛法学会雑誌三四卷三・四号(平成二〇年)一四頁以下、拙稿・前掲(8)一二三頁以下。
- (25) プロイセン上級裁判所一八六七七年七月一三日判決 (Entscheidungen des Königlichen Ober = Tribunals, Bd. 58 (1867), S. 331 (334))、ライヒ上級商事裁判所一八七四年九月四日判決 (ROHG 14, 54 (55))、ライヒ裁判所一八八二年一月四日判決 (RGZ 8, 56 (59))。
- (26) ライヒ上級商事裁判所一八七二年四月九日判決 (ROHG 6, 44 (51))。
- (27) ライヒ裁判所一八八二年一月四日判決 (RGZ 8, 56 (57))。
- (28) Gad, Wer ein mit zur Unterschrift für ihn bestimmtes bereits acceptirtes Wechselformular als Aussteller unetschreibt, erlangt dadurch kein Wechselrecht gegen den Acceptanten, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht, Bd. 15, 1870, S. 97ff.
- (29) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 547. なお、ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)二二二頁一行では「商法雑誌第四百四冊」と記載されているが、独文草案と対照すれば、この箇所には誤植があると考えられる。正しくは、「商法雑誌第十五冊百四葉」と改められるべきであろう。
- (30) Roesler, a.a.O. (Note 10), S. 605. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇九頁。
- (31) ライヒ上級商事裁判所一八七四年九月二五日判決 (ROHG 14, 382 (385))、ライヒ上級商事裁判所一八七五年一月一五日判決 (ROHG 15, 431 (431f.))、ライヒ裁判所一八八〇年二月三日判決 (RGZ 3, 60 (62))。
- (32) ライヒ上級商事裁判所一八七一年六月二七日判決 (ROHG 3, 51 (54))、ライヒ上級商事裁判所一八七二年一月八日判決 (ROHG 7, 219 (223))、ライヒ上級商事裁判所一八七四年五月一九日判決 (ROHG 13, 412 (413))、ライヒ裁判所一八八三年六月三〇日判決 (RGZ 9, 135)。
- (33) Thöl, a.a.O. (Note 16), §. 34.
- (34) Roesler, a.a.O. (Note 9), S. 605. ロェスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)三〇九頁。

- (35) 小山・前掲(6)六〇頁。
- (36) ライヒ上級商事裁判所一八七九年二月二八日判決(ROHG 25, 16)。
- (37) 「ロエスレル氏意見書ニ對スル答辯」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書17)(商事法務研究会、昭和六〇年)第一綴「法律取調委員會 商法ニ關スル書類」六一頁、伊東・前掲(4)二〇二頁。

三 旧商法の制定と白地手形規定の削除

前章では、白地手形に関するドイツの判例法を手掛かりに、ロエスレル商法草案における白地手形規定を分析し、その特徴を明らかにした。本章では、まず、旧商法(明治二三年)の制定過程を概観し、続いて、立法資料を手掛かりとして、法律取調委員会による白地手形規定の審議過程を検証するとともに、旧商法によって白地手形に関する規定が削除された過程を明らかにしよう。

(一) 旧商法の制定過程の概観

- (1) ロエスレル商法草案の中でも、特に総則・会社の部分については、ロエスレルが草案すべてを脱稿する以前から、修正・施行の動きがあった。⁽³⁸⁾ すなわち、明治一五(一八八二)年三月、参事院に商法編纂局が設置され、ロエスレル商法草案を大幅に修正したうえで、同年九月、「商法案」(全一六〇条)が太政官に上申された。⁽³⁹⁾ しかしながら、この「商法案」は、ロエスレル自身がこれを激しく批判したため、遂に施行されるには至らなかった。⁽⁴⁰⁾
- (2) これに対して、手形法の部分に関しては、明治一五(一八八二)年一二月に、太政官布告第五七号をもって「為替手形約束手形条例」が公布されている。これは、当時審議中であったロエスレル商法草案の「為替ノ

部」をもとに大蔵省において原案を作成し、参事院商法編纂委員が手を加えて「為替法」とし、それが元老院議官からなる修正委員によって再修正されて「為替手形約束手形条例」となり、元老院の審議を経て公布されたものである。⁽⁴¹⁾ 為替手形約束手形条例は、第一章「為替手形」、第二章「約束手形」、第三章「通則」の計四七条から構成されており、内容的には、定期払の期限は振出日付から、一覽後定期払の期限は一覽済みの日から六ヶ月以内とし（第一〇条）、手形の金額を為替手形は五円以上（第四条）、約束手形は二五円以上（第四条）と限定するとともに、裏書制度（第一三条―第二六条）を新設したものであった。このような為替手形約束手形条例は、我が国で最初の近代的な手形法として位置づけられるものであって、明治二六年商法一部施行によって廃止されるまで、実際に施行されることになった。

なお、本稿の考察の対象である「白地手形」との関係でいうと、明治一五年の為替手形約束手形条例には、白地手形に関する規定は存在していなかったことに注意する必要がある。⁽⁴²⁾

(3) 他方、いったん挫折した会社法に関しては、ロエスレル商法草案の脱稿後の明治一七（一八八四）年五月、政府は制度取調長官・伊藤博文の意見を入れて、会社条例編纂委員を任命し（後に破産法編纂委員を兼任）、会社条例の審議を開始した。⁽⁴³⁾ 明治一九（一八八六）年三月、会社条例全条を議了し、続いて破産法の審議に入る予定であったが、この時、委員長・寺島宗則は、「破産法の編纂よりは商法全部の制定が必要である旨」を上申した。⁽⁴⁴⁾ 政府は、従来の方針を転換し、この上申を受け入れ、会社条例編纂委員・破産法編纂委員を罷免し、商法編纂委員（委員長・寺島宗則）を任命した。⁽⁴⁵⁾ しかし、政府は、すでに出来上がっていた会社条例をそのまま施行する方針で、同年六月、これを「商社法」と改称して、元老院の議に付した。⁽⁴⁶⁾ 同年七月、元老院は、ほぼ原案どおりこれを可決上奏した。⁽⁴⁷⁾

ところが、政府は、再びその方針を変更し、すでに元老院で可決されていた「商社法」の公布を見送り、商法

典を編纂することにした。⁽⁴⁸⁾これは、井上馨外相による条約改正交渉が進捗し、条約改正の前提として、欧米列強の要求するところの「泰西主義」に基づく近代諸法典の制定・公布が必要となったためである。⁽⁴⁹⁾

(4) かくして、明治一九（一八八六）年八月、外務省に法律取調委員会（委員長・井上馨）が設置され、明治二〇（一八八七）年四月、商法編纂委員を罷免し、法典編纂の事務はすべて法律取調委員会に移管されることになった。⁽⁵⁰⁾

しかし、井上馨外相による条約改正交渉が外人法官問題のために失敗に終わると、同年一〇月、法律取調委員会は外務省から司法省に移管され、司法大臣・山田顕義委員長のもとで商法典の編纂が行なわれることになった。⁽⁵¹⁾そして、その翌一一月四日には、法律取調委員会略則が制定されている。⁽⁵²⁾山田委員長の審議方針は、法律取調委員会略則一〇ヶ条に要約されているといつてよい。この略則第一条では、「法律取調ノ目的ハ民法商法及訴訟法ノ草案条項中実行シ能ハサルモノアルヤ否他ノ法律規則ニ抵触スルコトナキヤ否ヲ審査スルニ在リ故ニ法理ノ得失実施ノ緩急文字ノ当否ハ之ヲ議論スルコトヲ許サス」と規定されていた。また、委員会の構成は、委員長、報告委員、取調委員、外国委員などから成っており、報告委員は草案の下調べと委員会での報告説明を行なうが議決権はなく、取調委員はその報告に基づいて審議決定にあたり、外国委員は起草者としてその説明を要する場合に委員会に列席した。⁽⁵⁴⁾

このような略則に従って、法律取調委員会は、明治二〇（一八八七）年一二月一日から、内容について不分明のところはロエスレルに問い合わせるなどして、一回につき十五ヶ条ずつ商法草案の審議を行い、議事を進めていった。⁽⁵⁵⁾その後、商法草案の審議は約八ヶ月で完了し、商法草案は内閣に上呈され、明治二二年六月七日、元老院によって可決されている。⁽⁵⁶⁾

(5) こうして、旧商法は、明治二三（一八九〇）年四月二六日に法律第三二号として公布され、翌明治二四

(一八九一) 年一月一日から施行される予定であった。ところが、その後まもなく、旧商法は、開設されたばかりの帝国議会において商法典論争に巻き込まれ、激しい鏖迫り合いの結果、明治二三(一八九〇) 年一二月二二日に「商法及商法施行条例延期法律」が可決され、明治二六(一八九三) 年一月一日まで施行が延期されるに至ったことは周知の如くである。⁵⁷⁾

(二) 白地手形規定の審議とその削除

以上極めて大まかにではあるが、旧商法(明治三三年)の制定過程を確認した。右のような旧商法の制定過程との関係でいうと、ロエスレル商法草案における手形・小切手に関する規定の審議は、明治一九(一八八六) 年八月に、外務省に法律取調委員会が設置されて以降、本格的に開始されることになる。ところが、ロエスレル商法草案では存在していたはずの白地手形規定は、旧商法が成立する過程で削除されてしまう。以下では、立法資料を手掛かりとして、法律取調委員会による白地手形規定の審議を確認するとともに、その削除の過程を明らかにしよう。

(1) 法律取調委員会がロエスレル商法草案における白地手形規定を初めて取り上げたのが、「法律取調委員会商法第一讀會會議筆記」(第一回(明治一九年三月二四日)―第七六回(明治一九年一月三〇日))である。具体的には、明治一九(一八八六) 一〇月一日の第一讀會第五四回であり、ここで初めて白地手形に関する規定が登場する。⁽⁵⁸⁾

第七百八十二條

「他拂爲替ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ」

会議では、本尾敬三郎報告委員が「本條ハ無記名ト異ナリ振出人ニ於テ署名シ甲ニ渡シ之隨意ノ金額ヲ記載シテ流通スルコトヲ得ルモノヲ云フ」と述べて、極めて簡単な説明を行なっているにすぎない。これを踏まえて、会議筆記では、「本條ノ結尾ニ『コト』ヲ加フ」とされている⁽⁵⁹⁾。

(2) 次に、法律取調委員会が白地手形規定を取り上げたのが、「法律取調委員會 商法第二讀會會議筆記」(第一回(明治二〇年二月二五日)―第三二回(明治二〇年四月一九日))である。具体的には、明治二〇(一八八七)年四月七日の第二讀會第二四回である。⁽⁶⁰⁾

第八百八十二條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ」

會議筆記には、白地手形に関する条文として、右のような記載がなされている。しかし、この条文では、全く意味が通らない。さらに、商法第二読會會議筆記を調べても、右の条文について、このような修正がなされた旨の記述は見当たらない。従って、右の条文には、条数と文言に誤植があるものと考えられる。正しくは、次のように改められるべきであろう。

第七百八十二條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ」

この条文では、冒頭の文言が「他拂爲替」から「爲替手形」へと変更されているが、内容的には、ロエスレル商法草案における白地手形規定と同一であるといつてよい。ただし、会議筆記では、白地手形に関する第七八二条の規定が挙げられているだけで、具体的な説明は行なわれていない。⁽⁶¹⁾

(3) 以上を踏まえて、白地手形に関する規定について、法律取調委員会が本格的な審議を開始したのが、「法律取調委員会 商法草案議事速記」(第一回(明治二〇年二月一日)―第七三回(明治二十一年六月二八日))である。具体的には、明治二一(一八八八)年四月二一日の商法草案議事速記第五〇回であり、この会議では、白地手形に関する第七八二条が朗読された後に、次のような審議がなされている。⁽⁶²⁾

まず、渡正元委員による「填記スルノハ金額デスカ」という質問に対して、本尾敬三郎報告委員は「金額ハ始メカラ這入テ居リマスガ受取人デス義務者金額ノ如キハ始メヨリナケレバナリマセン」と答えている。

続いて、松岡康毅委員による「注デハ善意ナレバ何モカモ書イテ宜シイ」という発言に対して、本尾敬三郎報告委員は、次のように答えている。すなわち、「前ノ指圖式證券カラ出テ居リマス只金額主タル義務者ガ是非ナケレバナリマセン此ノ原則ハアル併シ商業慣習デソレヨリ餘計ノコトヲ許セバ宜シイ仲売人ニ手形ヲ任セル時ハ金額モ日附モ支拂人モ書カズ是レハ貴様ニ任セル私ノ名ダケ書イテヤルカラ商業ノ都合ニ依リテ五百圓ニテモ六百圓ニテモシロウト云フノガアリマス金額マデ書カズニヤルノヲ正式ノ白地ト云フコトハ出来マセン正式ノハ義務者金額ヲ書クノハ通例ノ白地デ御座イマス併シ信用ニ依テ受取ノ金額マデモ任セル者ガナイト言ヘヌト御解シヲ願ヒマセント困リマス」

最後に、山田顕義委員長が「先キヘ往キマセウ」と発言して、本条は原案どおりに決されている。⁽⁶³⁾

(4) 最後に、法律取調委員会において白地手形に関する審議が登場するのが、「法律取調委員会 商法再調査案議事速記録」(第一回(明治二十一年一〇月一九日)―第一六回(明治二十一年一月八日))である。具体的には、明治

二一（一八八八）年一〇月三〇日の商法再調査案議事速記録第九回である。⁽⁶⁴⁾『商法再調査案』⁽⁶⁵⁾では、白地手形に関する規定の条数が変更されており、第七二四条となっている。

商法再調査案第七百二十四條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人ハ善意ヲ以テ填記スルヲ得」

条数の変更ほか、条文の文言にも若干の修正が施されているが、商法再調査案第七二四条はそれまでの白地手形に関する規定と同じ内容のものであるといつてよい。会議では、白地手形に関する第七二四条が朗読された後、議案に入ったが、何の発言もなく、同条は原案どおりに決されることになった。⁽⁶⁶⁾

ところが、次の「裏書」に関する第七二五条⁽⁶⁷⁾においては、なぜか突然、白地手形に関する審議が行なわれている。⁽⁶⁸⁾

商法再調査案第七二五条が朗読され、議案に入ると、まず、松岡康毅委員が「前條ノ白地ト云フノハ名前バカリ書クト云フノダネ」という発言を行なった。これに答える形で、尾崎三良委員が「日本ニモ随分アルノデス」と述べると、村田保委員が「通常ハアリマスマイ」と発言し、これに対して、南部甕男委員が「振出人ガ名前丈ケ書イテヤルノデス」と述べている。最後に、これらの発言をまとめる形で、清岡公張委員が「百萬圓ト書カウトモ構ハヌカラネ危イト思フ奴ニハ白地デ振サヌバカリノ事ダ」と発言して、審議が終了する。このように、裏書に関する第七二五条では、もっぱら白地手形のことしか審議されていないが、同条は原案どおりに決せられた。⁽⁶⁹⁾さらに、「裏書の方式・白地式裏書」に関する第七二六条⁽⁷⁰⁾においても、白地手形と関連した審議が行なわれている。商法再調査案第七二六条が朗読され、議案に入ると、白地式裏書との関連で、次のような審議が行なわれ

た。⁽⁷¹⁾

最初に、尾崎三良委員が「酷ヒネ白紙デ、行先キハ何所マデ行クカ知レヌ」と発言すると、続いて、南部甕男委員が「金高ナシニドシタ行クノダネ」と発言し、さらに、尾崎忠治委員が「面白イ」と感想を述べているが、その後の審議では、「金額白地のままで転々流通するのか」という点をめぐって、山田顕義委員長とその他の委員との間で、押し問答が繰り返されている。山田委員長が「輾轉スルニハ金額ヲ書クダラウ字ノ書イテナイモノハ輾轉シヤウガナイ」と発言すると、この発言に対して、南部委員が「裏出讓渡人裏出人ノ證明アルヲ以テダカラ、行クノデス」と反論し、さらに、山田委員長が「第一ノ人丈ケダラウ」と再反論すると、今度は、清岡公張委員が「白地ノ裏出力」と述べている。要するに、山田委員長は「金額白地のままでは転々流通しない」という意見であり、これに続いて、山田委員長が「第一ノ人ハハ金額ヲ書カズ行クガ第二ノ人ハハ金額ヲ書カヌデハ譲リ渡シヤウガナイ只ノ白紙デアリマス」と発言すると、この発言に対して、南部委員が「ソレモ行クノデス」と反論し、再び山田委員長が「行クト言ツテモ出来得ベカラザルノデアリマセウ」と反論して、押し問答を繰り返す。さらに、尾崎忠治委員による「註ニ依ルト金額ヲ書カズニ行クヤウニ見ヘル」という発言に対しても、山田委員長は「ソレハオカシイ」と述べて、再び押し問答を繰り返す。このような状況のもと、議論の方向を修正するべく、松岡康毅委員が「之ハ白紙ハ裏モ白地デ行ク事ハナイ表ハ發行スル時分白紙デ行ク裏書讓渡トナルト是丈ケ書カナケレバナラント然レ共兩方委イモノデアツテモ略シテアツテモ行クト云フ、此所ハ裏出ノ方バカリデアリマス」と発言する。すると、これに歩調を合わせて、山田委員長が「サウデセウ裏出バカリノ場合デセウ」と発言するが、これに対して、南部委員は、それまでの議論に全く納得していないようであり、「此所ハ裏出バカリダケレ共理窟ハ行クヤウニナル」と述べている。このような審議を経て、商法再調査案第七二六条は原案どおり⁽⁷²⁾に決せられた。

(5) 以上で引用された立法資料から明らかにするように、法律取調委員会では、審議されるべき事項が制限されていたとはいえ、白地手形について大した議論はなされていないが、それはともかく、同委員会は、白地手形に関する規定を設けることを前提として、その審議を進めてきたといつてよいであろう。

その後、明治二一（一八八八）年一月八日に、法律取調委員会による商法再調査案の審議が終了すると、商法議案は、明治二二（一八八九）年一月二四日、元老院に付議され、同年六月七日、可決されたことになった。⁽⁷³⁾ この時、元老院で可決されたのが「法律取調委員会 商法草案」⁽⁷⁴⁾であり、その第七二一条には、白地手形に関する規定が存在していた。

法律取調委員会 商法草案第七百二十一條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人ハ善意ヲ以テ填記スル事ヲ得」

(6) 元老院通過後、「法律取調委員会 商法草案」は政府によって修正されているが、政府による修正後の『商法草案』⁽⁷⁶⁾においても、白地手形に関する規定は削除されることなく、そのまま維持されており、この点は注目されなければならない。

商法草案第七百二十一條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人ハ善意ヲ以テ填記スル」ヲ得」

そして、政府による修正後の『商法草案』の理由書である『商法理由書』⁽⁷⁷⁾では、白地手形に関する第七二一条

に對する立法理由として——ここでは解説の文言と条文番号の修正がなされているが——『ロエスレル氏起稿・商法草案』の白地手形に関する第七八二条の解説とほとんど同じ内容のものが記載されている。すなわち、

「爲替ヲ白地ニテ振出スハ振出人述意ノ事項即チ己レニ負擔スル義務ノ事項ヲ記入セス只署名ヲ與フルノミニシテ其事項ヲ爲替ノ白地ニ填記スルハ乃チ之ヲ後來ノ所持人ニ任ス蓋シ爲替ヲ白地ニテ振出スモ充分記載シテ振出シタルト全ク同一ナル効力アルハ爲替法上ニ於テ一般ノ是認ヲ經タル原則ナリ故ニ爲替ニシテ其完然ナル法式ヲ備ヘタルノ何時ニ在ルヤ爲替ニ記入シタルモノ、何人タルヤハ問フヲ須ヒサルニ至ル又記入者ノ誰レタルヲ問ハサルノ一事ハ之ヲ署名上ニモ及ホシ振出人或ハ引受人等ノ署名ニシテ其許諾ヲ得テ他人ノ手ニ成ルモ猶ホ其自己ノ手ニ成ルト同一ナル効力アリ（商法雜誌第十三冊第二百六十葉）加之引受裏書讓渡及ヒ其他爲替面ニ記スル述意ニ於テモ右ト同一ノ方法ニ於テ之レヲ得ヘク以テ其効力亦タ右ト異ナル」ナシ

爲替面ニ幾許ノ白地ヲ存スルヤ將タ振出人等自カラ記入スル幾千ニ止マルヤハ全ク問フヘキ所ニ非ラス振出人ニシテ全面白地ノ爲替式紙ニ署名セハ其所持人ハ金高日附満期日支拂地ハ勿論支拂人ノ氏名ト雖モ隨意ニ之ヲ記入スルヲ得ヘシ又假令ヒ式紙ニ非サル白紙ニ署名ノミヲ爲シタルモ其所持人ハ填記ノ權ヲ有スル「恰モ金高或ハ受取人等ノ氏名ノミヲ記セサリシ時ニ於ルカ如シ然レモ此場合ニ於テハ署名者之ヲ以テ爲替ヲ作ラント欲シタル片ニ限ルモノニシテ若シ否ラサルニ於テハ其署名者ニ對シテ爲替上ノ權利ヲ施用スル」能ハサルナリ何トナレハ此ノ如キ爲替ハ署名者ヨリシテ之ヲ見レハ詐偽ノ爲替ニシテ第七百八條ヲ以テ論シ己ニ生シタル義務ハ詐偽ノ爲メニ變スル所ナシト雖モ元來存セサルノ義務ハ之カ爲メニ生スルヲ得サレハナリ夫レ己ノ意ニ非スシテ契約上ノ義務ヲ負フ者アルヘカラストノ普通原則ハ爲替法ニ於テモ之ヲ維持セサル可カラサルナリ

白地爲替ヲ與フル「ハ信義上ノ行爲ニシテ假令ヒ受取人無限ノ信用ヲ與ヘラル、時ニ於テモ尚ホ契約者ノ間ニ協議アルヲ通例トス決シテ其信用ヲ濫用ス可カラス故ニ後ニ至テ白地ニ填記シタルモノ若シ其協議ニ悖ルアラハ振出人ハ其填記ノ惡意ニ出テタルカ爲メニ義務ヲ負擔スルノ理ナシトノ故障ヲ述フルヲ得ヘシ然レモ他人即チ其後ノ所持人カ協議ニ

參與セサリシニ於テハ之ニ對シ此故障ヲ述フルヲ得ス但所持人ニ於テ爲替受領ノ際其事情ヲ知リタル時ハ例外トス何トナレハ此所持人實意ヲ以テ事ヲ爲シタルモノニ非サレハナリ此際ニ在リテハ所持人ノ自カラ白地ニ記入セシカ將タ爲替ノ其手ニ歸セシ時既ニ已ニ記入シタリシカハ問フ所ニ非ラサルナリ然レ其爲替面ニ記スル事項ハ其何時ニ記シ又何人ニ成ルモ法律ニ適フモノト思料スヘキモノニシテ之ニ對シテ惡意ニ出ルトノ故障ヲ申立ル者ハ必ス特別ニ其事情ヲ證明セサル可カラサルナリ

白地填記ノ權ハ併セテ振出人若クハ舊所持人若クハ現所持人ヨリ既ニ填記シタル所ノモノヲ變更スルノ權ヲ生スルニ非ス又爲替ニ記載シアル事項ニ就キ後ニ至リ隨意ニ加記スルヲ得サルモノトス

又白地爲替ノ填記ヲ以テ爲替契約上ノ人ヲ恣ニ變換スルヲ能ハス故ニ白地引受即チ既ニ引受ケタルモ未タ振出人ノ署名ナキ爲替式紙ニ他ヨリ振出人トシテ署名スル者ハ假令ヒ他ノ點ニ就テハ之カ爲メニ義務ヲ負フヘシト雖引受者ニ對シテハ爲替上ノ權利ヲ得ルヲ能ハス又自己ニ宛テサル爲替式紙ニシテ支拂人ノ氏名ヲ記セサルモノニ自カラ仕拂人トシテ署名シタル者ハ之ヲ以テ振出人ニ對シテ引受人タルノ權利ヲ得ルヲ能ハサルナリ（商法雜誌第十五冊第九十七葉以下）後チノ所持人ノ如キ他人ハ其關係人ノ間ニ陰ニ爲シタル協議ニ就テ一モ知ル能ハス爲替ノ法式的ナル性質ニ隨ヒ唯タ其眼前ノ法式如何シテ標準トスルカ故ニ右ノ如キ缺點アルカ爲メニ權利ヲ害セラ、ナシト雖其協議アルヲ知リテ反對ノ處置ヲ爲ス者ノ間ニ在テハ右ト同シカラス此ノ如キ人ハ之ニ依リテ權利ヲ得ル能ハス夫レ是ノ如クナラサレハ爲替上ノ交通ハ詐偽濫用ノ極ニ陥ヒルニ至ラン抑々振出人ト支拂人トノ間ニハ委託及ヒ資金ニ係ル契約上ノ關係存スルモノニシテ此關係タル隨意ニ他人ノ干渉ヲ以テ變更スヘカラサルナリ白地爲替填記ノ權利ハ只爲替ノ無限制ナル文面ニ関スルノミニシテ制限アル文面ニ及フモノニ非ス何トナレハ所持人ハ爲替ノ本性ヨリ成リタル義務ヲ隨意ニ變更スル能ハサレハナリ是故ニ所持人ハ他所拂人ノ氏名ヲ追加シ或ハ通常ノ他拂爲替ヲ變シテ仲買他拂爲替ト爲スヲ得ス填記ハ獨リ爲替ノ成立（裏書讓渡引渡等亦タ同シ）ヲ完全ナラシムルト雖此外ニ出テ、既ニ存スル契約ヲ一方ノ隨意ヲ以テ變換スルヲ得サルナリ故ニ既ニ完全ナル爲替ノ文面ニ加フルノ記入ハ詐偽ヲ以テ論スヘキナリ（「トエル」氏爲替法論第卅四條末段）

若シ信用ヲ濫用シ白地爲替ニ詐偽ノ填記ヲ爲シ以テ振出人或ハ引受人ニ損害ヲ加ヘル者ハ第七百十條ニ循ヒ（惡意ナキ所持人ハ除ク）振出人或ハ引受人ヨリ爲替引渡ノ要求ニ遇フヘク又紛失シタル白地爲替ハ無効廣告ヲ以テ之ヲ無効ニ付スルヲ得ヘキナリ

(7) その後、この『商法草案』⁽⁷⁹⁾は、明治二三（一八九〇）年三月二七日に裁可され、同年四月二六日に法律第三三二号として公布されているが、「旧商法」として公布された時点で、白地手形に関する規定は跡形もなく削除されてしまった。すなわち、政府による修正後の『商法草案』における手形・小切手の条文は、第六九九条から第八二三条までの全一二五条であり、上記で確認したように、その第七二一条には、白地手形に関する規定が存在していた。他方、「旧商法」における手形・小切手の条文も、同じく第六九九条から第八二三条までの全一二五条であるが、こちらでは、白地手形に関する規定が削除されている。この点を詳しく説明すれば、満期に関する『商法草案』第七一九条の第一文と第二文に相当する規定が、「旧商法」では、それぞれ第七一九条と第七二〇条に分割されており、さらに、他所私為替手形に関する『商法草案』第七二〇条が、「旧商法」では、その条数が変更され、第七二一条に繰り下げられたわけである。⁽⁸⁰⁾

このような修正を経て、白地手形に関する規定は、旧商法から跡形もなく削除されてしまった。

(三) 小 括

本章では、旧商法（明治三三年）の制定過程を概観するとともに、立法資料を手掛かりとして、同法によって白地手形に関する規定が削除された過程を検討してきた。法律取調委員会による審議が開始されてから、元老院通過後に政府によって修正された『商法草案』まで、白地手形に関する規定は一貫して維持されていたことが分

かる。その後、白地手形に関する規定は、旧商法として公布されるまでの間に削除されたと理解することができるであろう。

- (38) 高田・前掲(5)二四頁、三枝一雄・明治商法の成立と変遷(三省堂、平成四年)五〇頁、六九頁。
- (39) 三枝・前掲(38)五〇頁、六九頁、伊東・前掲(4)二〇七頁、志田鉦太郎・日本商法典の編纂と其改正(明治大学出版部、昭和八年(新青出版、平成七年復刻))二六頁、法規分類大全第二編官職門十七官制(明治二十四年)四一二頁。
- (40) 伊東・前掲(4)二〇七頁、小沢隆司「日本商法典の誕生」法律時報七一巻七号(平成十一年)八頁。
- (41) 霧見誠良・日本信用機構の確立(有斐閣、平成三年)七〇頁以下、福島正夫・日本資本主義の発達と私法(東京大学出版会、昭和六三年)三二頁以下、三枝・前掲(39)五四頁以下、伊東・前掲(4)二〇七頁以下、高倉史人「商法典の成立」ジュリスト一一五五号(有斐閣、平成十一年)七頁、「第三百五十一號議案 爲替法(爲替手形約束手形条例)」明治法制経済史研究所編・元老院會議筆記前期第十三卷(元老院會議筆記刊行会、昭和四二年)八八七頁以下。
- (42) この点は、日本銀行条例が同行の業務の一つとして手形の再割引を定めたこととの関係で(参照・後掲(97)、ロエスレル商法草案を大幅に縮小・簡略化して、応急的に「爲替手形約束手形条例」を制定する必要があったからであらう。
- (43) 高田・前掲(5)二五頁、三枝・前掲(38)五一頁、伊東・前掲(4)二〇八頁、志田・前掲(39)二七頁以下、法規分類大全・前掲(39)四一三頁以下。
- (44) 三枝・前掲(38)五一頁、伊東・前掲(4)二〇九頁、志田・前掲(39)二八頁、法規分類大全・前掲(39)四一五頁。
- (45) 三枝・前掲(38)五一頁、伊東・前掲(4)二〇九頁、志田・前掲(39)二九頁、法規分類大全・前掲(39)四一五頁以下。
- (46) 三枝・前掲(38)五一頁、高田・前掲(5)二五頁。
- (47) 三枝・前掲(38)五二頁。

- (48) 三枝・前掲(38)五一頁。
- (49) 伊東・前掲(4)二二〇頁、三枝・前掲(38)五二頁、高田・前掲(5)二五頁。
- (50) 伊東・前掲(4)二二〇頁、三枝・前掲(39)五二頁、志田・前掲(39)二九頁、法規分類大全・前掲(39)四一六頁以下。
- (51) 高倉・前掲(41)八頁、伊東・前掲(4)二二〇頁、三枝・前掲(38)七五頁、七九頁、志田・前掲(39)二九頁、法規分類大全・前掲(39)四一八頁。
- (52) 法律取調委員会略則については、参照・大久保泰甫Ⅱ高橋良彰・ボワソナード民法典の編纂(雄松堂、平成一年)一四六頁以下、志田・前掲(39)四〇頁〔註22〕、法規分類大全・前掲(39)四二〇頁以下。
- (53) その構成メンバーについては、参照・大久保Ⅱ高橋・前掲(52)一四七頁以下、一五六頁以下、志田・前掲(39)四二頁以下、法規分類大全・前掲(39)四一九頁以下。
- (54) 高倉・前掲(41)八頁。
- (55) 高倉・前掲(41)八頁。
- (56) 伊東・前掲(4)二二二頁、三枝・前掲(38)七四頁、志田・前掲(39)四四頁〔註23〕。
- (57) 商法典論争については、さしあたり、三枝・前掲(38)八三頁以下、同「新商法」近代企業法の形成と展開・奥島孝康教授還暦記念第二巻(成文堂、平成一年)三五頁以下、高倉・前掲(41)八頁以下。
- (58) 「第一讀會第五十四回 明治十九年十月十五日」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書17)(商事法務研究会、昭和六〇年)第四綴「法律取調委員會 商法第一讀會會議筆記」一六七頁。
- (59) 前掲(58)一六七頁。
- (60) 「第二讀會第二十四回 明治二十年四月七日」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書17)(商事法務研究会、昭和六〇年)第五綴「法律取調委員會 商法第二讀會會議筆記」九八頁。
- (61) 前掲(60)九八頁。
- (62) 「商法草案議事速記第五十回 明治二十一年四月十一日」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書18)(商事法務研究会、昭和六〇年)第一綴「法律取調委員會 商法草案議事速記」七七二頁。

(63) 前掲(62)七七二頁。

(64) 「商法再調査案議事速記録第九回 明治二十一年十月三十日」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書19)(商事法務研究会、昭和六〇年)第三綴「商法再調査案議事速記録」九七頁。

(65) この『商法再調査案』(XB40SL61)は、法務図書館に所蔵されている(法務図書館書所蔵・貴重書目録(和書)(法務図書館、昭和四八年)四八頁)。なお、この『商法再調査案』は、マイクロフィルム化されており、その閲覧が可能である。

(66) 前掲(64)九七頁。

(67) 商法再調査案第七百二十五條

「爲替手形ノ手形受取人及其後ノ所持人ハ若シ其手形ニ明記セサル片ハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ移轉スルヲ得」

(68) 前掲(64)九七頁。

(69) 前掲(64)九七頁。

(70) 商法再調査案第七百二十六條

「裏書ニハ其日附、場所、裏書譲渡人ノ署名、捺印及ヒ裏書譲受人ノ氏名アルコトヲ要ス然レハ白地ニテモ裏書譲渡ヲ爲スヲ得」

(71) 前掲(65)九七頁以下。

(72) 前掲(65)九八頁。

(73) そこに至るまでの詳しい経緯については、参照・大久保Ⅱ高橋・前掲(52)三九七頁以下。

(74) 「法律取調委員会 商法草案」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書21)(商事法務研究会、昭和六〇年)第四綴六〇頁。

(75) 「第六百九十五號議案 商法 明治二十三年六月二十三日 檢視會」日本銀行調査局編集・日本金融史資料 明治大正編 第一三卷 元老院會議筆記中金融資料(大蔵省印刷局、昭和三四年)一一三九頁。

昨二十二年六月八日議定上奏相成候商法更ニ修正ヲ加ヘ便宜公布ノ後其院檢視ニ付ス

明治二十三年四月二十六日

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋

元老院議長伯爵 柳原前光殿

(76) この『商法草案』(XB 400 S19-1)は、法務図書館に所蔵されている(法務図書館書所蔵・貴重書目録(和書)・前掲(65)(四七頁)。なお、この『商法草案』は、マイクロフィルム化されており、その閲覧が可能である。

(77) この『商法理由書 第一―五卷』(XB 400 S21-1)は、法務図書館に所蔵されている(法務図書館書所蔵・貴重書目録(和書)・前掲(65)(四七頁)。なお、この『商法理由書 第一―五卷』は、マイクロフィルム化されており、その閲覧が可能である。

(78) 参照・ロエスレル氏起草・商法草案下巻・前掲(9)(三〇六頁以下)。

(79) 参照・前掲(76)。

(80) まず、元老院通過後に政府によって修正された『商法草案』(前掲(76))の条文を引用する。

商法草案第七百十九條

「満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マリタル期間又ハ一覽ノ時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムル」ヲ得満期ヲ記載セサル片ハ爲替手形ハ一覽ノ時ニ満期ト爲ル」

商法草案第七百二十條

「支拂人ノ住地又ハ其他ノ地(他所拂爲替手形)ハ支拂地トシテ之ヲ記載スル」ヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替手形ニ支拂ノ爲メ他人(他所拂人)ヲ明記セサル片ハ支拂人ハ其記載シタル地ニ於テ支拂ヲ爲ス」ヲ要ス」

商法草案第七百二十一條

「爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人ハ善意ヲ以テ填記スル」ヲ得」

商法草案第七百二十二條

「爲替手形ノ受取人及ヒ其後ノ各所持人ハ若シ其手形ニ反對ヲ明記セサル片ハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ轉付スル」ヲ得」

続いて、明治二三年四月二六日に公布された「旧商法」の条文を引用する。

旧商法第七百十九條

「満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マリタル期間又ハ一覽ノ時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムルコトヲ得」

旧商法第七百二十條

「爲替手形ニ満期ヲ記載セサルトキハ其手形ハ一覽ノ時ニ満期ト爲ル」

旧商法第七百二十一條

「支拂人ノ住地又ハ其他ノ地〔他所拂爲替手形〕ハ支拂地トシテ之ヲ記載スルコトヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替手形ニ支拂ノ爲メ他人〔他所拂人〕ヲ明記セサルトキハ支拂人ハ其記載シタル地ニ於テ支拂ヲ爲スコトヲ要ス」

旧商法第七百二十二條

「爲替手形ノ受取人及ヒ其後ノ各所持人ハ若シ其手形ニ反對ヲ明記セサルトキハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得」

四 白地手形規定が削除された経緯

前章では、旧商法（明治三三年）の制定過程を概観するとともに、立法資料を手掛かりとして、同法によつて白地手形規定が削除されるに至つた過程を明らかにした。本章では、白地手形規定が削除された時期をさらに詳しく検討するとともに、その削除の理由を探ることにしよう。

（一）白地手形規定の削除時期

- （1）白地手形に関する規定が削除された時期について有力な手掛かりを提供してくれるのが、本稿でもしばし

ば引用されている論文・伊東すみ子「ロエスレル商法草案の歴史的意義について」⁽⁸¹⁾であり、白地手形規定の削除との関係では、以下の記述が注目に値する。すなわち、

「ともあれ商法草案の審議は他の諸法に先駆けて進捗し、明治二十一年五月二日には先に完成した商法第一編総則第一章より第六章までを内閣総理大臣に上呈、元老院に付議せられ、翌二十二年一月二四日には第七章以下全部を上呈同日元老院に付議せられた。その後も元老院、通信省管船局、大蔵省銀行局等の意見によつて修正を加え、同年六月七日元老院で可決、翌二十三年三月二七日裁可、四月二七日法律第三二号として公布され、翌二十四年一月一日をもつて施行されることとなった。」(傍線——筆者)

後述するように、右の引用文のうち、商法草案の修正時期については必ずしも正確であるとはいえないが、それはともかくとして、引用文から判断すれば、明治二二(一八八九年)年六月七日の元老院による商法草案の可決に前後して、①元老院、②通信省管船局、③大蔵省銀行局の意見によつて商法草案の修正が行なわれていたことが分かる。

(2) さらに、これを裏付ける資料として、「編纂沿革」⁽⁸²⁾という資料がある。筆者が参照したのが法政大学図書館所蔵・梅謙次郎文書の一つ「編纂沿革」⁽⁸³⁾であり、その中に「舊商法編纂沿革」⁽⁸⁴⁾という資料が存在する。商法草案の修正との関係では、次の三つの記述が注目される。

まず、①「元老院の意見による修正」について、「舊商法編纂沿革」では、次のような記述が見られる。

商法草案按中元老院議官ノ意見モ有之別冊之通修正致候ニ付其旨至急元老院へ御達相成候様致度此段具申候也

明治二十二年五月十七日

内閣総理大臣宛

委員長

この元老院議官の意見による修正が「法律取調委員会 商法ニ關スル書類」に収録されている資料「商法草案修正拔書」⁽⁸⁵⁾に対応するものであり、その内容は元老院通過後に政府によつて修正された『商法草案』⁽⁸⁶⁾に反映されている。しかしながら、この「商法修正拔書」では、白地手形に関する規定は削除されずに維持されており、元老院議官の意見による修正は、商法草案が元老院を通過する以前の修正であるから、白地手形に関する規定の削除と関係がない。

続いて、②「逋信省管船局の意見による修正」について、「舊商法編纂沿革」では、次のような記述が存在する。

商法草案中逋信省管船局主管之件ニ關係之儀ニ付同省ト協議相整候間同案中別紙之通り修正相成候様致度且右之修正ハ内閣之修正トシテ同案ニ加ヘラレ同法發布之後元老院之檢視ニ附セラレ候様致度此段具申候也

明治二十二年七月十八日

委員長

内閣総理大臣宛

この修正が元老院通過後に行なわれた「逋信省管船局主管の件についての修正」と呼ばれるものであり、第一⁽⁸⁷⁾

編第一章「商事及び商人」、第六章「商事会社及び其共算商業組合」、第二編「海商」の規定を中心に、全四六ヶ条について大幅な修正が加えられている。⁽⁸⁸⁾しかし、この修正により、白地手形に関する規定が削除された形跡は見られない。⁽⁸⁹⁾

以上で確認したように、これらの修正によって白地手形に関する規定が削除されていないとすると、最後に残るのが、③「大蔵省銀行局の意見による修正」である。この点について、「舊商法編纂沿革」には、次のような記述が存在する。

商法草案按中為替證券引出切手等ニ関スル條項ハ當省所管ノ銀行事業ト親密ノ關係ヲ有シ候處條文ノ意義判然致サ、ル廉又ハ實際不便ニ相見ヘ候点モ有之候ニ付右質問且御打合為致候為メ銀行局長田尻稻次郎御省ヘ差出度候間可然御承允之上同人御引合セ致ス可キ人名御面示相成度此段御依頼申進候也

明治二十三年三月十八日

司法大臣 伯爵 山田顯義殿

大蔵大臣 伯爵 松方正義

商法草案中御打合相成度義ニ付銀行局長御差出可相成趣領承致候右ニ付法律取調報告委員本尾敬三郎ヲ御引合可致候間御領承相成度此段及御答候也

明治二十三年三月廿日

大蔵大臣 伯爵 松方正義殿

法律取調委員長 伯爵 山田顯義

右の引用文から判断すれば、商法草案が裁可される直前に、大蔵省銀行局長・田尻稻次郎と法律取調報告委員・本尾敬三郎との間で、手形・小切手に関する条項について何らかの質問・打合せが実施されていたことが分かる。ただし、引用文自体からは、大蔵省銀行局の意見によって商法草案が修正されたかどうかは必ずしも明らかではない。その詳細は不明である。

しかしながら、この点に関しては、すでに定評のある文献によって「大蔵省銀行局の意見によって商法草案が修正されたこと」が指摘されており⁽⁹⁰⁾、しかも、上記で確認したように、元老院議員、逓信省管船局の意見による商法草案の修正では、白地手形に関する規定は削除されていない。さらに、大蔵省銀行局と司法省との間で質問・打合せが実施された後に公布された旧商法からは、白地手形に関する規定が跡形もなく削除されている。

これらの事実を鑑みれば、「旧商法公布までの比較的僅かな間に、大蔵省銀行局の意見によって商法草案が修正され、これにより白地手形に関する規定が削除された」という蓋然性が極めて高いものと考えられる。従って、白地手形規定の削除については、このような推断を下しても決して不自然ではないであろう。

(二) 白地手形規定の削除理由

白地手形に関する規定の削除については、右のように推断することが許されたとすると、どのような理由に基づいて、白地手形規定の削除が行なわれたのであろうか。この点については、公式の資料を欠くため⁽⁹¹⁾、その理由は定かではないが、以下では、当時の手形取引の状況を手掛かりとして、白地手形に関する規定が削除された理由を探ってみたい。

(1) 旧幕時代に、手形制度は、大阪・江戸を中心に両替商の間で相当発達しており、裏書制度はなかったものの、現在の為替手形、約束手形、小切手に相当するものがすでに流通していた⁽⁹²⁾。ところが、明治元（一八六八）

年五月、幣制改革によって丁銀・豆板銀が廃止されたため、両替商は支払能力を失い相次いで破産し、ここにおいて我が国の手形慣習法はにわかに廃れてしまった。⁽⁹³⁾さらに、国立銀行条例は、第八八条において、持参人払の約束手形・小切手の類の振出・引受・発行を国立銀行以外のものに禁止したために、手形取引は困難になった。⁽⁹⁴⁾

このような状況に対して、明治一三（一八八〇）年六月、大阪商法会議所は、府下の商業の振起を計る手段として、手形の流通を開くことを大阪府知事に申請した。⁽⁹⁵⁾他方、東京でも、国立第一銀行が先頭に立って、明治一四（一八八二）年七月、同盟銀行と連署して、手形法規の制定を大蔵省に出願した。⁽⁹⁶⁾こうした経済界の要望に基づいて、政府は、明治一五（一八八二）年六月二七日に「日本銀行条例」を制定し、同行の業務の一つとして、手形の再割引を定めた。⁽⁹⁷⁾かくして、手形制度を設けることが緊要となり、同年一二月に、太政官布告第五七号として「為替手形約束手形条例」が制定されたことは、すでに第二章で確認したとおりである。

しかしながら、手形に関する条例が制定されたとはいえ、その当時、手形の流通は不振を極めたようである。すなわち、手形取引の振興のために、大蔵省は様々な手段を講じ、⁽⁹⁸⁾銀行や実業団体がこれに呼応・協力したにもかかわらず、⁽⁹⁹⁾その効果は上がらず、手形流通の実績は微々たるものであった。⁽¹⁰⁰⁾その直接の原因としては、明治一六、七年という松方紙幣整理によるデフレーションの谷底にあつては、商取引自体が不振を極め、手形取引の基礎を狭めたことが考えられるであろう。⁽¹⁰¹⁾その後、明治二〇年以降の好状態には、手形の流通も次第に発展してきしたが、より根本的には、封建体制の覆滅に際し、貨幣制度改革と商品流通ルートの変化によって、旧手形慣行が廃絶した跡に、新たな手形信用の組織が未だ興ってこないことが重要であろう。⁽¹⁰²⁾つまり、この時期には、現金取引に代わるべき信用の基礎が未だ再建されていなかったわけである。⁽¹⁰³⁾

このような手形取引の実情に鑑みるならば、旧商法が公布された明治二三（一八九〇）年当時、白地手形に関する商慣習は未だ十分に発達していなかったものと考えられる。いうまでもなく、白地手形は商取引の実際上の

必要性に基づく産物であるが、ロエスレルは、彼の商法草案の作成に当たり、我が国の商慣習とは関係なく、もっぱら法理に準拠し、各国の立法・経済を参酌して模範的な法案を作成したから、白地手形に関する規定を設けること自体が当時の我が国の経済社会の現実よりも先行し過ぎていたわけである。それ故に、一般論としては、白地手形に関する商慣習の未発達を根拠として、白地手形に関する規定が削除されたものと推測することができるであらう。

(2) そればかりではない。これに関連して、さらに当時の日本銀行による手形割引の状況も考慮される必要があろう。

明治一五（一八八二）年三月、時の大蔵大臣・松方正義は、「日本銀行創立ノ議」および「日本銀行創立旨趣ノ説明」を太政官に提出し、これに基づいて、同年六月二七日に、日本銀行条例が公布され、同年一〇月一日、日本銀行が開業した。「日本銀行創立旨趣ノ説明」の中で、松方は「中央銀行ノ今日設立セサル可ラサル理由」を挙げているが、それは要するに「日本銀行を中核としてその傘下に国立銀行を配置して全国的な銀行網をめぐらし、日銀と国立銀行間の手形の再割引を盛んならしめて国立銀行の資力に弾力性を与え、さらに強大な中央銀行の割引率を引下げることによって一般の金利低下を図ろうとする」ものであった。⁽¹⁰⁸⁾さらに、日本銀行条例によれば、日銀の業務は、①手形の割引又は買入、②地金銀の売買、③金銀貨或は地金銀を抵当とする貸付、④預金保護預り、⑤確実なる証券を抵当とする当座勘定貸、⑥定期貸（以上第一条）、国庫金取扱（第二三条）、および兌換券発行（第一四条）であつた。他方、第一二条では、「不動産及銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為スコト」、「本銀行ノ株券ニ対シテ貸金ヲ為シ又ハ株券ノ買戻ヲ為スコト」、その他工業に関すること、本支店を開設するため必要なもののほか、一切の不動産の所有者たることが禁止されていた。⁽¹⁰⁹⁾

以上のことから判断すれば、「日本銀行は、商業銀行の中央に立つ『銀行の銀行』として、商業手形の再割引

による民間金融の円滑化と低金利を目指して設立された」ということができるであろう。

しかしながら、このような設立理念にもかかわらず、その当時、日本銀行が実際に割り引く手形の中身は、いわゆる「融通手形」が多かったようである。⁽¹⁰⁾この点について、東京経済雑誌（二五三号（明治一八年二月二一日発行））は、当時の状況を次のように伝えている。⁽¹¹⁾すなわち、

「該銀行（日本銀行——筆者注）大坂支店に於て低小の歩合を以て手形の割引をふすや手形の集り来るもの雲の如く而して其手形を見るに多くの所謂融通手形にして真正の取引に出てたるものにあらず割引を求むる者多くの日本銀行の利息安きを見貨幣を借り出して營業の資本に供せんとを謀り即ち融通手形を振り出して其割引を乞ふなり」
ビル、オフ、アツコムモデザイン

当時の我が国では、日本銀行の低い割引率に注目して、多くの融通手形が振り出されていたようであり、これに對して、本来の意味での商業手形はあまり流通していなかったわけである。その後、明治二〇（一八八七）年以降の好状期には、手形取引も徐々に発展してきたが、明治二二（一八八九）年当時、商業手形の不振は依然として続いており、日本銀行總裁・富田鐵之助は、これを次のように述べている。⁽¹²⁾すなわち、

「手形の用は金融の上に取て限りある抵當貸借の法に優る千萬倍ならざるに流通活潑ならず手形確實ならず剩へ弊風増長して効用ます／＼薄し其例の一二を擧ぐれば徒らに手形條例の外形を寫して精神を度外し偶に行はるゝものも借金證文に代用するの類多く或は甲が手形を作りて乙なる知人ゝ宛て其實何の取引もなく其又報酬には乙より甲の名を借り甚しきは振出すものは社長振出さるゝものは社員其社が裏書を書くに至れり斯く不良の手形なれば割引期日の仕拂も名有て實無く期に臨むときは重ねて前日同様の手形を作り彼れはれ交換するに止まらざるを得ず此風を矯正するの任は日

本全國の首府にして金融社會の中心たる東京の宜しく負ふべきものなり」

このような日本銀行總裁の呼びかけにもかかわらず、その後も、商業手形の不振は変わっておらず、東京經濟雜誌（六四五号（明治二五年一〇月一五日發兌））は、當時の状況を次のように伝えている。¹¹⁴ すなわち、

「松方伯が最初再割引の方法を日本銀行に行はしめたるは、全く手形の通用を獎勵するの精神に出てたるなり、余輩は其精神に同意するものなり、我經濟雜誌も亦た我邦に手形を流通するに關して我力の及ばん限り勸奨したるを思ふなり、然しながら我商業組織の改良せざる到底手形の流通は發達すべからず、我か大阪、神戸の如きは其隆盛を見るを得べし、其他内地の機場の如きも我印稅規則の改正あらは其發達を見るを得べし、然れども我東京の如き小賣商業にては其發達を期すべからざるなり、近時手形の流通大に東京に發達したりと云ふ、實に然り、然れども實は貸金證文の變形に過ずして、眞の手形にあらざるもの亦た多し」

しかしながら、當時の大阪・神戸では、手形取引の隆盛を見たとはいえ、本来の意味での商業手形と呼べるものはそれほど多くはなかつたようである。¹¹⁵ この点について、大阪商業會議所が明治三〇（一八九七）年頃の手形取引の實情を調査したものに¹¹⁵よれば、手形取引は数量的に増大しても、内容上は眞實の商取引を反映しない不健全な利用の多いことが痛切に批判されている。¹¹⁶ すなわち、約束手形に比べて為替手形は少なく、総手形数の一三%、印稅額では一%にすぎない。手形の大部分を占める約束手形は眞正の手形ではなくて融通手形として振出すものが多く、その割合は前者二に対し、後者八であつた。この融通手形は株券その他の担保品を添え信用を増大させていた。¹¹⁷ また、手形裏書の制度も濫用され、手形信用増加の目的で手形取引とは何ら關係のない者が架空

の裏書譲渡をする例が多かったようである。⁽¹¹⁸⁾

以上の記述から判断すれば、旧商法が公布された明治二三（一八九〇）年当時、日本銀行が割り引く手形には、多くの融通手形が含まれていたと考えることができるであろう。このような日本銀行による手形割引の実情に鑑みると、旧商法が白地手形の有効性を明文の規定をもって認めたとすれば、我が国において、さらなる融通手形の増加を助長するとともに、健全なる手形取引の発展を妨げることになることは決して想像に難くないであろう。⁽¹¹⁹⁾ こうして、融通手形の弊害を是正するとともに、健全なる手形取引の発展に導くために、金融政策的な観点から、白地手形に関する規定が削除されたと推測することもできるであろう。

(三) 小 括

本章では、旧商法（明治三三年）によって白地手形規定が削除された時期を明らかにするとともに、その削除の理由を探ってきた。まず、白地手形規定が削除された時期については、大蔵省銀行局と司法省との間で質問・打合せの実施が決まった明治二三（一八九〇）年三月二〇日から旧商法が公布された同年四月二六日までの比較的僅かな間に、大蔵省銀行局の意見によって白地手形に関する規定が削除されたと推断することが許されるであろう。これに対して、白地手形規定の削除の理由については、未だ推測の域を出ないが、白地手形に関する商慣習の未発達にしろ、融通手形の弊害の是正にしろ、我が国における手形取引の未発達が決定的であろう。当時の我が国において、白地手形に関する規定を設けること自体が時期尚早であったわけであり、「白地手形の法的効力は将来の商慣習に委ねる」という意味で、旧商法から白地手形に関する規定を削除したものと推測することができるであろう。

- (81) 伊東・前掲(5)二二二頁。
- (82) 「編纂沿革 (A5a/10)」梅謙次郎研究会編・法政大学図書館所蔵 梅謙次郎文書目録(平成二二年)七四頁。
- (83) 「舊商法編纂沿革 (A5a/10 1-3)」前掲(84)七四頁。この「舊商法編纂沿革」はマイクロフィルム化されており、その閲覧・複写が可能である。本稿では、その複写物を利用した。
- (84) この点について、「舊商法編纂沿革」の目次では、次のように記載されている。
 - 二十 商法草案中元老院議員ノ意見モ有之二付修正シタル件
 - 二十一 商法草案中通信省管船舶局主管ニ属スル點同省ト協議整ヒタルニ付修正ノ件
 - 二十二 商法草案中為替證券引出切手等ニ関スル條項ニ付質問及打合ノ件その他、信山社編集部編・商法文獻立法資料総目録Ⅰ(信山社、平成一九年)にも、これらに関する記述がある(同書二〇八頁、二二二頁、二二二頁)。
- (85) 「商法草案修正抜書」(法務大臣官房司法法制調査部監修・日本近代立法叢書19)(商事法務研究会、昭和六〇年)第一綴「法律取調委員会 商法ニ關スル書類」七六頁以下、とりわけ八一頁参照(ここでは、白地手形に関する規定は第七二一条である)。それ以外にも、この修正は「商法ヲ定ム・其三」(国立公文書館所蔵)にも収録されている。なお、この資料はマイクロフィルム化されているほか、国立公文書館デジタルアーカイブ・システムでも電子公開されている。本稿では、電子公開されているものを利用した。
- (86) 参照・前掲(76)。この時の修正について、本尾敬三郎内閣委員は、元老院の会議において、次のように説明している。すなわち、「本案正誤ノ箇所ハ頗ル多キモ其重モナルハ「商ヒ」ト有ルヲ「商」ノ一字ニ改メ「此法律」ヲ「本法」ト改メタルノ類ニシテ大凡ハ文字ノ改竄ニ関シ其意義ニ及ヘルモノハ誠ニ僅少ナリ而シテ正誤ハ其一ニヲ除キ餘ハ盡ク本院審査委員會ノ意見ニ出ツルモノ又ハ内閣委員ヨリ提出シテ委員會ノ協賛ヲ得タルモノヲ内閣ニ於テ採用セラレタルナリ」(第六百十五號議案 商法「明治法制經濟史研究所編・元老院會議筆記後期第三十四卷(元老院會議筆記刊行会、平成元年)三一四頁以下)。
- (87) 大久保Ⅱ高橋・前掲(53)三九八頁。なお、この時の修正について、前掲(83)「舊商法編纂沿革」には、本文で引用した文章のほかに、山田顕義委員長から通信大臣へ宛てた文章と、通信大臣から山田顕義委員長へ宛てた文章が収

録されているが、ここでは省略する。

(88) 「商法ヲ定ム・其四」(国立公文書館所蔵) 所収。なお、この資料はマイクロフィルム化されているほか、国立公文書館デジタルアーカイブ・システムでも電子公開されている。本稿では、電子公開されているものを利用した。

(89) この修正により、手形・小切手に関する規定については、わずか一條が修正されており、拒証書に関する第七九八条が、次のように修正された(参照・前掲(88)「商法ヲ定ム・其四」所収)。

第七百九十八條 第一項左ノ如ク修正ス

裁判所ノ役員又ハ公證人ハ其作リタル拒証書ノ全文ヲ日、帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ数通ニ之ヲ作ルノ義務アリ

(90) 伊東・前掲(4)二二二頁。

(91) 白地手形規定の削除に関連する資料は、前掲(88)「商法ヲ定ム・其四」にも収録されていない。

(92) 福島・前掲(41)三二頁以下、法務大臣官房司法法制調査部監修・商事慣例類集 第一編(商事法務研究会、平成二年)五三九頁以下、菅野和太郎「我國に於ける手形流通に就きて(上)」経済史研究四五号(昭和八年)二〇頁以下。

(93) 霧見・前掲(41)二〇頁、福島・前掲(41)三三頁。

(94) 福島・前掲(41)三三頁。なお、国立銀行条例八八条は、次のように規定されていた(明治財政史第一三卷(初版、明治三八年(第三版、吉川弘文館、昭和四七年))一七一頁)。

国立銀行条例第八十八條

「此條例ヲ遵奉シテ創立シタル國立銀行ヲ除クノ外何人又ハ何會社ヲ論セス凡テ紙幣又ハ望次第持參人ハ仕拂フヘキ約束手形又ハ右類似ノ證書其他政府發行ノ貨幣同様ニ流通スヘキ諸手形又ハ切手ヲ振出シ其引受ヲナシ之ヲ製シ之ヲ發行スルヲ禁ス若シ此等ノ數件ヲ犯ス者アルニ於テハ何人ヲ論セス皆國法ニ從テ之ヲ罰スヘシ」

(95) 霧見・前掲(41)五一頁、福島・前掲(41)三三頁、菅野和太郎「我國に於ける手形流通に就きて(下)」経済史研究四七号(昭和八年)二六頁以下。

(96) 霧見・前掲(41)五八頁、福島・前掲(41)三三頁、菅野・前掲(95)二九頁以下。

- (97) 日本銀行条例第十一條 日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ
第一 政府發行ノ手形爲替手形其他商業手形等ノ割引ヲナシ又ハ買入ヲナスコト
- (98) 詳しくは、日本銀行百年史第一卷（日本銀行、昭和五七年）三三六頁以下。
- (99) 詳しくは、霧見・前掲(41)一五八頁以下。
- (100) 福島・前掲(41)三四頁。大阪・東京を中心する当時の手形取引の状況については、参照・霧見・前掲(42)一八三頁。
- (101) 福島・前掲(41)三四頁、明治財政史第一三卷・前掲(94)七四一頁、七四二頁、日本銀行百年史第一卷・前掲(98)三二八頁。
- (102) 福島・前掲(41)三四頁。
- (103) 福島・前掲(41)三四頁、霧見・前掲(41)二三〇頁。
- (104) 参照・前掲(37)。
- (105) 大審院において白地手形に関する判決が現れ始めたのが明治三十年代の後半のことであるから（大判明治三八年一月二二日民録一一輯五七頁、大判明治三八年七月八日民録一一輯一二四頁、大判明治四〇年五月二九日民録一三輯六〇五頁）、この点からも当時の白地手形の商慣習の未発達を根拠づけることができるであろう。
- (106) 松方正義「日本銀行創立ノ議」日本銀行調査局編集・日本金融史資料 明治大正編 第四卷 大蔵省旧蔵明治前期金融資料（大蔵省印刷局、昭和三四年）九九〇頁、明治財政史第一四卷（初版、明治三八年（三版、吉川弘文館、昭和四七年）一三頁以下、吉野俊彦・日本銀行改革史（東京大学出版会、昭和三七年）二六頁以下。
- (107) 松方は、「中央銀行ノ今日設立セサル可ラサル理由」として、「第一 金融ヲ便易ニスル事」、「第二 国立銀行諸会社等ノ資力ヲ拡張スル事」、「第三 金利ヲ低減スル事」、「第四 中央銀行ヲ設立シ行務整頓ノ日ニ至テハ大蔵省事務ノ中央銀行ニ託シテ弊害ナキモノハ分ツテ之ニ付スル事」、「第五 外国手形割引ノ事」という五つの理由を挙げている（松方正義「日本銀行創立旨趣ノ説明」日本金融史資料 明治大正編 第四卷・前掲(106)九九一頁以下、明治財政史第一四卷・前掲(106)一四頁以下、吉野・前掲(106)三〇頁以下）。
- (108) 日本銀行の設立に関する理由のうち、第一、第二、第三の理由によって、松方の考え方をみると、それは本文で

述べたようなものとなる。参照・加藤俊彦・本邦銀行史論（東京大学出版会、昭和三二年）六一頁、同「銀行制度」講座日本近代法発達史 5（勁草書房、昭和三三年）一六五頁。

(109) 日本銀行条例の条文については、日本金融史資料 明治大正編 第四卷・前掲(106)一〇〇七頁以下、明治財政史第一四卷・前掲(106)三一頁以下。

(110) 石井寛治「第一次大戦前の日本銀行」加藤俊彦編・日本金融論の史的研究（東京大学出版会、昭和五八年）三八頁、岡橋保・銀行巻発生史論（有斐閣、昭和四四年）二九六頁以下。

(111) 「日本銀行の手形割引を論ず」東京経済雑誌二五三号（明治一八年）二二二頁。
参照・霧見・前掲(41)一八三頁。

(113) 「日本銀行總裁富田氏の口述」東京経済雑誌四七二号（明治三二年）六九九頁、日本銀行百年史第一卷・前掲(98)三六一頁。

(114) 「日本銀行の組織」東京経済雑誌六四五号（明治二五年）五三九頁。

(115) 大阪商業會議所・商業手形發達ニ關スル調査（明治二六年頃）。ただし、この文献は参照することができなかった。そのため、以下この段落の記述は、福島正夫「銀行史上の日本私法」私法一〇号（昭和二八年）六一頁に依拠している。

(116) 福島・前掲(115)六一頁。

(117) これが、明治二三年の恐慌を契機として創設された「担保品付手形割引」（同年五月開始、明治三〇年六月「見返品付手形割引」へ移行）と呼ばれるものである（この制度については、日本銀行史第一卷・前掲(98)四二八頁以下）。恐慌の救済策であったとはいえ、これを認めたことにより、日本銀行は「商業金融の中核たるべき」という設立理念から益々逸脱することになったといえるであろう（吉野・前掲(106)一七七頁）。

(118) 福島・前掲(115)六一頁。この点については、日本銀行定款第二三条が、日銀が割り引く商業手形に対して、原則として、資産確実な者二名以上による裏書を要求していたことと大いに関係があったと考えられる（日本銀行定款については、参照・明治財政史第十四卷・前掲(106)四五頁以下）。

日本銀行定款第二十三條

「日本銀行ニ於テ割引ヲ爲ス商業手形ハ總テ裏書ヲ以テ授受ヲ爲シ印税規則ニ依リテ印紙ヲ貼シ資産確實ナル者二名以上ノ裏書アリテ且ツ支拂期限ノ百日以内ニ在ル者ニ限ル可シ但銀行總會ノ決議ヲ經大藏卿ノ許可ヲ得タル格段ノ約束アルモノハ一人ノ裏書ニテモ割引ヲ許スコトアルヘシ」

(119) この点について、高根義人・手形法綱要(六法講究會、明治二六年)一二五頁は、次のことを指摘している。

「我商法立案者ハ第一節振出ノ部ニ爲替手形ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ヲ填記スルヲ得ヘシトノ一條ヲ設ケシガ、我商法確定文ハ一切白地振出ノ條ヲ削除セリ。蓋シ我日本ニ於テハ斯克ノ如クシテ振出スコトハ頗ル危険ナリトノ考ヨリ起リシナラン。シカシ余ハ署名ヲ除クハ他ノ要件ハ白地ニテ振出スコトハ便宜上必要ナルコトアルヘク又大ナル弊害ナキヲ信ス。」

五 むすび

本稿では、比較法的な観点から、「ロエスレル商法草案における白地手形に関する規定」を分析するとともに、立法資料を手掛かりとして、「旧商法により白地手形に関する規定が削除された経緯」を検討してきたが、本稿を通じて、「ロエスレル商法草案における白地手形規定の特徴」と「白地手形規定が旧商法から削除された過程」が明らかになったと思う。以上の検討の成果を要約することで、結びとしたい。

ロエスレル商法草案第七八二条(「他拂爲替ハ白地ニテ之ヲ振出シ所持人惡意ナク之ニ填記スルヲ得可シ」)は、白地手形に関するドイツの判例法の内容に対応することを定めた規定であり、同条に関するロエスレルの解説は、その一部にフランス法の影響が見られるが、基本的にドイツの判例法によって認められてきたことを祖述したものであるといつてよいであろう。

その後、白地手形に関する規定の審議は、法律取調委員会によって本格的に開始されることになるが、同委員

会では、旧商法典に白地手形に関する規定を設けることを前提として、その審議を進めており、元老院通過後に政府によって修正された『商法草案』においても、白地手形に関する規定は削除されることなく、そのまま維持されていた。それ故に、白地手形規定の削除の時期については、「旧商法公布の約一ヶ月前に、大蔵省銀行局と司法省との間で手形・小切手に関する条項について質問・打合せが実施され、これにより白地手形に関する規定が削除された」と推断することが許されるであろう。これに対して、白地手形規定の削除の理由については、未だ推測の域を出ないが、白地手形に関する商慣習の未発達にしろ、融通手形の弊害の是正にしろ、当時の手形取引の未発達が決定的であろう。「白地手形の法的効力は将来の商慣習に委ねる」という意味で、旧商法から白地手形に関する規定が削除されたものと推測することができるであろう。

やがて、白地手形の法的効力は、新商法（明治三二年）第四編「手形」の時代に、判例・学説を通じて承認されることになるが、その承認過程については稿を改めて検討することにした。